福井市告示第２７６号

　福井市市税賦課徴収条例（昭和２５年福井市条例第３９号）第８条の２第１項の規定に基づき、令和６年福井市告示第２９号において別に告示で定めることとされている期日のうち、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に法人税の納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）を有する法人の市民税に係るものについては、次のとおりとする。

　　令和７年１０月３日

福井市長　西　行　　茂

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる申告等の期限 | 指定する期日 |
| １　法人の市民税に係る期限のうち、令和６年１月１日から令和７年１０月３０日までの間に到来するもの | 令和７年１０月３１日 |
| ２　１に掲げるもの以外の期限 | 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）又は福井市市税賦課徴収条例に指定する期日 |